

第 9 7 号議案

ふじみ野市地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例

ふじみ野市地域自立支援協議会条例（平成 2 5 年ふじみ野市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「障がい福祉計画」の次に「、障がい児福祉計画」を加える。

第 7 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 部会に部会長を置く。

3 部会長は会長が、部会員は部会長が委員及び市長が必要と認めた者からこれを指名する。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「前条第 2 項から第 4 項まで」を「前条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第 1 項及び第 4 項、次条並びに第 9 条中「協議会」とあるのは「部会」と、前条第 1 項及び第 9 条中「会長」とあるのは「部会長」と、前条第 2 項から第 4 項までの規定中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

第 7 条第 6 項を同条第 5 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

障害福祉施策を効果的に推進するため、ふじみ野市地域自立支援協議会条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。